

一般社団法人 北・ほっかいどう総合カウンセリング支援センター  
組 織 規 程

(目 的)

**第1条** この規程は、一般社団法人北・ほっかいどう総合カウンセリング支援センター（以下「当法人」という。）の組織及び業務執行に当たっての内部管理事務の処理等について必要な事項を定め、もって施設の能率的な運営を図ることを目的とする。

(適 用)

**第2条** 当法人の組織、職制及び職務については、法令、定款その他に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(理事長の職)

**第3条** 当法人を代表し、当法人の業務を総理する長として、理事長を置く。

(副理事長の職)

**第4条** 理事長を補佐して当法人の業務を掌理し、理事長に事故あるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。

(理事の職)

**第5条** 理事は、理事会を構成し、主要な会議について、審議及び運営をする。

(監事の職)

**第6条** 当法人の業務を監査するため、監事を置く。

(相談役・顧問の職)

**第7条** 相談役及び顧問の職は当法人の業務について助言し、且つその要請があれば会議に出席して意見を述べることができる。

(組 織)

**第8条** 当法人に、次の組織を設ける。

(1) 事務局

ア 事務局長

イ 総務担当

ウ 会計担当

エ 事業担当

(2) 犯罪被害者支援事業

(3) 心の悩み相談事業

(4) 養成講座・審査・研修事業

(5) ほか、理事長は臨時で事務を処理するため、必要な組織を置くことができる。

(理事長の職責)

**第9条** 理事長は、当法人を代表し、当法人の業務を総理し、所属職員を指揮監督する。

(理事の職責)

**第10条** 理事は、理事長を補佐して当法人の業務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

(監事の職責)

**第11条** 監事は、当法人の業務を監査する。

(業務分掌)

**第12条** 組織の業務分掌は、次のとおりとする。

(1) 事務局長

事務局長は、事務局全般の業務を統括する。

(2) 事務局総務担当

ア 定款、規則及び人事、給与に関すること。

イ 理事会に関すること。

(3) 事務局会計担当

予算、決算及び経理に関すること。

(4) 事務局事業担当

事業の運営統括に関すること。

**附 則** この規程は、平成25年6月26日から施行する。